

国営備北丘陵公園社会実験事業における臨時売店取扱要領

(目的)

第 1 条 国営備北丘陵公園(以下「丘陵公園」という。)において実施する社会実験事業(以下「社会実験」という。)における臨時売店の取り扱いの基準を定めることにより、円滑な運営に資することを目的とする。

(臨時売店の目的)

第 2 条 丘陵公園の社会実験における臨時売店の目的は次のとおりとする。

- (1) 多彩な催事の実施による賑わいの創出
- (2) 来訪者の満足度の向上
- (3) 市民や来訪者の交流促進
- (4) 物販等による地域経済の活性化

(臨時売店の原則)

第 3 条 臨時売店は、H31-35 国営備北丘陵公園運営維持管理業務グリーンウインズ共同体 (以下「グリーンウインズ」という。)が国土交通省中国地方整備局に申請し、国土交通省中国地方整備局の許可のもとに、備北丘陵公園北エリア等活性化協議会(以下「協議会」という。)が開催するものである。ただし、協議会が主催するイベントに出店する場合は、「備北丘陵公園北エリア等活性化協議会主催の催事出店要領」によるものとする。

(出店資格)

第 4 条 丘陵公園社会実験の臨時売店への出店資格は、次に定める各号を充足するものとする。

- (1) 社会実験の趣旨を理解し、目的に沿ったサービスの提供に尽力できること。
- (2) 食品衛生法等関係法令を遵守できること。
- (3) 生産物賠償責任保険に加入していること。
- (4) 庄原市内に住所を有する者であること。ただし、会長が特に認めた場合は、この限りでない。
- (5) 次に掲げる欠格事由に該当していないこと。
 - ① 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ない者。
 - ② 法人の場合、会社更生法に基づく更正手続き開始の申し立てがされているもの又は民事再生法に基づく再生手続き開始の申し立てがされているもの。
 - ③ 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から 5 年を経過しない者。

- ④ 暴力団、暴力団員等、暴力団構成員、暴力行為の常習者又はそのおそれのある者。
- ⑤ 暴力団員等がその事業活動を支配するもの。
- ⑥ 成年者と同一の能力を有しない未成年者で、その法定代理人が前各項目のいずれかに該当する者。
- ⑦ 国及び庄原市の税の滞納がある者。

(欠格要件)

第 5 条 臨時売店の出店を許可された場合であっても、次の要件に該当した場合は、出店
の中途であっても出店を取り消すものとする。また、悪質と認められた場合は、今後、
一切臨時売店への出店を認めないものとする。

- (1) 第 4 条に示す出店資格に虚偽の申告があった場合。
- (2) 第 4 条に示す出店資格に適合しなくなった場合。
- (3) 出店業務を第三者に委託し、出店させた場合、又は委託を受け出店した場合。
- (4) 販売した商品により来訪者に事故(食中毒・怪我)等が発生した場合。
- (5) 来訪者とのトラブルが度々発生した場合。
- (6) グリーンウインズが臨時売店への出店を不適切と認めたとき。
- (7) 協議会が臨時売店への出店を不適切と認めたとき。

(臨時売店出店申請)

第 6 条 臨時売店に出店しようとする者は、臨時売店出店申請書(様式 1)に必要書類を添
え

て協議会会長に提出するものとする。

2 申請書は、臨時売店を出店したい日の 14 日前までに提出するものとする。

(臨時売店出店決定)

第 7 条 協議会会長は、前条に定める申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当
と認めたときは、臨時売店出店決定通知書(様式 2)により、当該申請者に通知するもの
とする。

(実績報告)

第 8 条 出店者は、臨時売店での販売が完了したときは、実績報告書(様式 3)を速やか
に協議会会長へ提出するものとする。

(臨時売店の中止)

第 9 条 次のいずれかに該当した場合は、臨時売店の販売を中止する。

- (1) 食中毒等の事故を発生せしめ、広島県北部保健所から営業禁止処分を受けた場合。

- (2) 国土交通省中国地方整備局三次河川国道事務所から中止の指示をグリーンウインズが受けた場合。
- (3) グリーンウインズが諸事情を勘案し、中止が妥当であると決定した場合。
- (4) 協議会会長が諸事情を勘案し、中止が妥当であると決定した場合。
- (5) 悪天候等により継続が困難になった場合。

(損害等の補填)

第 10 条 協議会またはグリーンウインズが臨時売店出店者の責に帰す事由により被害を被った場合、その出店者は協議会またはグリーンウインズに対して損害賠償を行うものとする。

2 前条に定める事由により、臨時売店を中止し、出店者が損害を被った場合、出店者は協議会及びグリーンウインズに対して損害賠償請求を行わないものとする。

(その他)

第 11 条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は国営備北丘陵公園管理運営規定に基づき、協議会会長が別に定める。

附 則

この要領は、平成 30 年 2 月 19 日から施行する。

この要領は、平成 31 年 4 月 22 日から施行する。

この要領は、令和 2 年 4 月 24 日から施行する。